

平成24年度 第10回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成25年1月30日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成24年度 第10回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成25年1月30日（水）

●開会時刻 午前10時10分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實  
5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高  
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上10名出席

●欠席委員 4番 柳葵

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦 岡本哲明

●関係者 まち未来課 下洋一

●議事事項 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

議案第12号 農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請に対する意見について

●議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時10分 開会\*\*\*\*\*

事務局

それでは、定刻より少し時間がすぎましたが、あけましておめでとうございます。

ただいまより平成24年度第10回高野町農業委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、本日の出席員10名、欠席委員1名、欠席委員について4番柳委員です。高野町農業委員会会議規則第9条の規定による過半数を超えておりますので、本委員会は成立しておりますことを、御報告をいたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶を申し上げます。

事務局長

皆さん、おはようございます。本年最初の農業委員会ということで、皆さんお忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

また先日、1月13日、14日ですか、たくさんの雪が降りまして、周辺の集落の皆さんにも大変御迷惑をかけたことと思います。

特に筒香地区、細川地区につきましては停電をするという大惨事になりまして、一部を除きまして9時、10時には回復したんですけども、細川地区の中でも夜中2時3時ごろに送電ができなかったという事態になりまして、また筒香地区の皆さんにおいては、丸一昼夜停電という事態の中で大変苦勞されたんじゃないかと思います。

町のほうにおきましても、発電機を持っていったりとか集会所での避難というふうなことで、23日は、14日につきましては全職員、高野町内の倒木、また、被害調査に出かけていろいろと作業させていただきました。まず皆さんにおいても、14日については細川地区、15日については私もちょっと行かせていただいたんですけど、かなり、皆さんにお話を聞く中で御不便をかけたんじゃないかなということになっております。

こういう緊急的な災害において、気象において、どんな対策ができるかということで、訓練といったら失礼なんですけども、そういうことの実践を兼ねて職員を1時間以内に全庁舎に集めてとかという、そういうマニュアルが活かされて職員も集まってきて、そういう対応ができたということで、今後のこういう被害等においても対応策がいろいろ見えましたし、また今回、問題点もたくさん、職員の動きとかいろんなところで問題点も出てきましたので、そういうことも踏まえて2月の課長会議でそういう話が出るんじゃないかなと思っております。

とりあえず、農地を經營されている皆さん、林業を經營されている皆さんにおきましては、いろいろと御迷惑をかけた点もございますし、何よりも筒香地区の皆さんには本当に停電という生活の中で、今、ストーブを使わなければならないという、こういう時期でございますので、反射式ストーブがない家が細川地区にもございまして、それと、受験生を抱えておるということで、いろいろ悩まれとるというおたくもございまして、できるだけのことを

させていただいたということでございますけども、また農業委員会の皆さんにおかれましても、この後、農地を守っていう中でいろいろとまた御指導なり、御協力いただく点もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の農業委員会でございますが、議案2件提案させていただいておりますので、御審議お願ひしたいと思います。

1件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画の決定という議案と、もう一つにつきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登録申請に対する意見ということで、議案の12号に対する意見についてということで、2議案上程させていただいておりますので御審議のほうをお願ひしたいと思います。

また、25年度の新年度予算も町長査定も終わりました決定しております。あと3月議会で御承認いただくという中で、農業委員会の委員の皆さんにも何か手厚く、もう少しできないかということで係のほうからも御提案しまして、報酬の件でございますが、わずかですが改正したいなということで、それ、また3月会通りましたら条例変更してという形で、できるだけ手厚くできる部分は手厚くしていこうよということで町長にも話しまして、一応、町長査定、終わっておりますので、あとは議会承認という形になっておりますので報告しておきます。

それじゃあ、約1時間、1時間半ぐらいの農業委員会を予定してございますので、皆さんここで慎重審議に御審議いただきたいと思います。本日、よろしくお願ひしておきます。

#### 事務局（門谷佳彦）

続きまして、審議に入らせていただきます。

最初に、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の議事録署名委員につきましては、2番上田委員、9番井手上委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8条に基づき、当会の会長が議長を行うこととなっておりますので、井阪会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

#### 井阪（征）議長

それでは、ただいまより平成24年度第10回高野町農業委員会の定例会を開催します。

それでは、議題に入らせていただきます。

議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について上程します。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

はい、議案第11農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、高野町長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。

平成25年1月30日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんください。

番号24の11、農地の所在地、西富貴字〇〇〇〇〇番地の〇、西富貴字〇〇〇〇〇番地の〇で、場所につきましては3ページの図面の場所の赤色に着色した部分でございます。

登記簿地目につきましては田、現況地目につきましては畑、農振区分につきましては農振農用地内です。

面積については2筆合計で1196平方メートル、権利の設定は貸借権の設定でございます。

貸借期間につきましては5カ年間、公告の日より5カ年間となっております。

賃料につきましては、年1万円とモチ米約3升を毎年、年末までに借り主宅に持参するということでございます。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名につきましては、橋本市〇〇〇〇〇〇-〇〇、〇〇〇〇氏。

利用権の設定する者の住所、氏名につきましては、高野町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏でございます。

利用目的としましては野菜の栽培となっております。

今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を満たす必要があります。

今回、申請をしています〇〇さんにつきましては、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしておりますので、許可相当と考えています。以上のように御審議よろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

ただ今事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらご意見をお願いします。

異議ございませんか。

各委員（「異議なし」）

井阪（征）議長

異議なければ、議案第11号については決定とし高野町長へ回答いたします。続いて、次の議題は議案第12号「農業委員会等に関する法律施行令第3条

の規定による選挙人名簿登載申請に対する意見」について上程いたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（門谷佳彦）

はい。議案第12号、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請に対する意見について、平成25年1月1日現在で調製される高野町農業委員会選挙人名簿の登載申請を、農業委員会等に関する法律第8条の規定により内容の審査を行い、高野町選挙管理委員会に送付する意見を付せられたい。

平成25年1月30日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページ以降が選挙人名簿となっておりますのでごらんください。

本案は、農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定に基づき、選挙人名簿の審査を求めるものです。

農業委員会委員選挙人名簿の調製につきましては、農業委員の選挙権を有する者は、毎年1月1日現在により、同月10日までに申請書を農業委員会へ提出しなければならない。

また、農業委員会は申請書に記載された事項について審査を行い、1月31日までに選挙管理委員会に意見を付して送付しなければならないこととなっております。

選挙権を有する者とは、次の3つの要件、全て満たしている者です。

1つ目は、高野町内に住所を有しているもの。

2つ目は、年齢が20歳以上の者。

3つ目は、10アール以上の農地につき耕作の業務に営む者、あるいは、その者の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する者。この3つの要件を全て満たしているものが有権者となると規定をされております。

また、申請書を提出しないものがあるときは、同法施行令第3条第3項において、農業委員会の職権により、申請書にかわるべき文書を作成し選挙管理委員会へ提出することができることとされております。

今回はございませんでした。

審査には、先に説明しました3つの要件を基準に審査していただきたいと思っております。

なお、事務局において農家台帳及び住民基本台帳を基に申請書の調製を行ってりましたが、農業委員の皆様には3つ目の要件である農家の実態として、耕作日数、耕作面積、家族の同居や同一生計の有無などわかる範囲で審査をお願いしたいと思っております。

以上が選挙人名簿登載申請書の農業委員会の審査をお願いするものでございます。

今後のスケジュールとしましては、選挙管理委員会において、その申請書に基づき2月20日までに住民基本台帳と照合し、農業委員会委員選挙人名

簿の調製を済ませ、2月23日から15日間縦覧され、3月31日をもって確定されます。

現在の集計では、申請戸数114戸、有効戸数が97戸、無効戸数が17戸、職権登載戸数が0、有資格者数戸数が合計で97です。有資格者数、人数につきましては185人、うち、内訳として男97、女88となっております。

以上のように審査をお願いします。

順番に原本を回しますので、ごらんになってください。

各担当していただいている選挙区で確認をしていただきたいと思います。以上で審議よろしくをお願いします。

井阪（征）議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

梶谷委員 はい7番の梶谷です。

梶谷です。この台帳、この耕作面積が、〇〇のところやったら8565になっていますが。

18ページです。

井阪（征）議長

梶谷さん何番ですか。

梶谷委員 18ページ、6番ですけど。

8500って8反5畝ぐらいに、大体こうなりますわな。けど、耕作面積は4反ぐらい半分やけど、こんなん、耕作面積と実質につくつとるのは関係ないのでしょうか。

みんなところも大体で多いように思いますが。

井阪（征）議長

事務局、事務局長。

事務局（門谷佳彦）

はい。事前に登録してある農家台帳において耕作をしているというふうに記載のある分の面積の集計となっておりますので、それが更新されていないとか、そういう場合がありますので、もし数字が違うということでありましたら、正しい数字を教えてください、その面積を耕作面積として確定させて、本年の選挙人名簿として確定したいと思いますので、その辺の実態を知っている委員さんのほうでお願いしたいと思います。

井阪（晴）委員

はい5番井阪です。

耕作面積というのが、今、この申告させてもらってる面積から、ここには今出てきている耕作面積を書いてもらわなあかんの違いますか。

〇〇〇〇〇さんを例に挙げさせてもらったら、1反5畝ほどしかつくっておられないのに、これで見たら1万2千ありますよね

井阪（征）議長

ああ多いなあ。3分の2ほどかな。

事務局どうですか。

井阪（晴）委員

はい5番井阪です。

これで今、届けを出してもらっているほうが、ここの耕作面積として記載しなければならないと思いますが、間違えではないですか。

事務局（門谷佳彦）

21ページですか。

井阪（晴）委員

はい、21ページ。〇〇〇〇〇さんですが、この人は今回耕作日数不足になっていますが、実際の耕作面積は、今も1反ぐらいしか耕作していません。

事務局（門谷佳彦）

申告面積を本人の申告になりますが、今回は、実情と違うことがわかりましたので、修正します。

最終的には、台帳と突合して記載していますが、台帳の更新が出来ていなかった可能性がありますので、併せて更新しておきます。

井阪（晴）委員

5番、井阪です。

これは台帳の面積で、その下が結局耕作面積となっている。今実際に耕作している面積は、先程の面積を記載する必要があり、台帳も更新しなければいけないのではないのか。

結局のところどの面積が正しいのか。

井阪（征）議長

ここで少し休憩をいたします。

（休憩 10時35分）

(再開 10時40分)

井阪（征）議長

はい、議事を進めます。

ご意見あるようですけども、基本的には台帳等に基づき記載しているということですが、それを今回耕作面積と記載しているということですね。

事務局（門谷佳彦）

そのとおりです。

ただ、台帳に掲載されている分については、利用権の設定をしてない限りは耕作面積としてカウントしません。

利用集積計画であるとか、3条の貸借の設定というのをやって初めて耕作しているという事実を農業委員会が認知できることなので、昔からのを記載しているという人というのは多いと思いますが、そういうところを徐々に担当を持つ委員さんのところで利用権の設定をして、手続をしてもらうよう指導をお願いしたいと思います。

下名迫委員

3番、下名迫です。

きちんとするならば、11号議案のような形を行わなければならないのですよね。

事務局（門谷佳彦）

そうです。それを選挙人名簿の前まででしたら、少なくとも12月、11月ぐらいには集積計画の決定か、もしくは3条の決定をしておかないと、その年の選挙人名簿には間に合わないということになります。

済みませんがよろしくお願いします。より現状を把握している担当地区の委員さんに調査を回っていただくほうが、より精度の高い名簿ができるということがございます。

また、担当地区を再度見詰め直す機会が1年に1回出てくるということもありますので、今年度以降、当面の間、期間はさだめていませんが、同じように例年どおり、やっていきたいと考えております。

アンケートにつきましては、本年度限りでとりあえず集計を見た感じで次年度以降、どういうふうに行うかというアンケート回収率と内容の結果によりけり、次年度以降、農業委員会の活動等に役立てられるデータをそろえていきたいと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

井阪（征）議長

はい、それでは皆様ご意見等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、議案第12号については、可決とし選挙管理委員会

へ、送付することとします。

なお、事務局に於いては、指摘のあった箇所等について修正を行った後に選挙管理委員会へ送付するようにしてください。なお、最終の送付した結果につきましては、次回の定例会等にて報告をお願いします。

事務局長 選挙人名簿については、選挙管理委員会に報告後、次回の定例会で報告を行います。

井阪（征）議長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので、本日予定していました議案審議は終了しました。

事務局よりその他についてございませんか。

事務局（下西修造）

昨年24年、本年度ですが、人・農地プランという制度、政策がございまして、高野町におきまして花坂地区が人・農地プラン、決定いたしました。そのことについて御報告申し上げます。

まず、地域で今後の地域農業のあり方とか、担い手の現状とか、農業利用の確認、現在の課題とか、そしてまたその地域の中心となる形態の意向、そういったことをして地域でお話をさせていただきまして決定した次第でございます。

経緯につきまして、少しお話しさせていただきます。

10月9日、高野町人・農地プラン検討会が開催されまして、花坂地区の人・農地プランの懸案、妥当性を検討しまして、11月11日に決定したわけですが、中心となる形態につきましては、その内訳としまして、新規就農者1名、夫婦共同経営の方ですが、その方と農業者1名、そしてまた連携する農業者というか、そういったお話、地域で今後のどういったことができるかということをお話していただいたのですが、4年間は現状維持ということで継続の意思がほとんどでありました。それで花坂地区におきまして今後の農業のあり方、高齢化が進んでおります花坂地区ですが、農業事情、高野町も深刻な状態でございますが、地域のまず中心となる形態、そしてまた、その農業者、地域の自主性を尊重しまして、新規就農者を中心としまして、いろいろと農業、付加価値そういったことを図りながら地域の農家と連携をしていくということで、高齢の農業者がよき理解者となりまして共同作業に注ぐということで、そういった経緯でございます。そしてプラン作成の経緯ですが、まず花坂地区、新規就農者の参入によって設定しました。

そして今後の農業のあり方についてアンケート調査を実施しまして、それをもとに地域の意向を踏まえ、プランの原案を作成したわけでございます。

そして9月24日の座談会におきまして合意形成という形になりました。

翌日プランの提出がありまして、10月9日、高野町人・農地プラン検討会におきまして検討審査をしたわけございまして、10月11日に決定という

ことになりました。

また、今後そういった農家さん、地域でそういったお話がありました場合には、農業委員さん、またそういった相談に乗っていただきたいと思ひますし、またそういったお話がありましたら、また事務局のほうにも御一報いただければありがたいかなと思ひます。

以上です。報告終わります。

あと一つ連絡ですが、きょうはお手元の封筒に平成24年の源泉徴収票をお配りしておりますので確定申告等する際に御利用してください。

それと春に配りました農業委員会活動記録簿を次回の定例会までに記入したのを提出お願いいたします。

よろしくお願ひします。以上です。

井阪（征）議長

他にございませんでしょうか。

無いようでございませんで、本日の定例会を閉会いたします。

今日はどうもお忙しいところありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前10時50分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成25年2月4日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 2番 \_\_\_\_\_

署名委員 9番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。